



平成 22 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 京福電気鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 西田 寛
(コード番号 9049 大阪(第2部))
問合せ先 管理本部部長 長尾 拓昭
(TEL 075-841-9381)

定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 23 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役にふさわしい人材の招聘に備えるとともに、社外取締役および社外監査役としての役割をより発揮することができるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定による社外取締役および社外監査役との同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、変更案第 26 条および第 35 条をそれぞれ新設するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 25 条(条文省略) 新 設	第 1 条～第 25 条(現行どおり) <u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第 26 条 当会社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
第 26 条～第 33 条(条文省略) 新 設	第 27 条～第 34 条(現行どおり) <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第 35 条 当会社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
第 34 条～第 37 条(条文省略) 附則 第 1 条～第 2 条(条文省略)	第 36 条～第 39 条(現行どおり) 附則 第 1 条～第 2 条(現行どおり)

以 上